

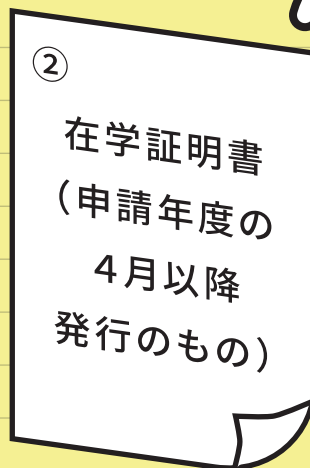
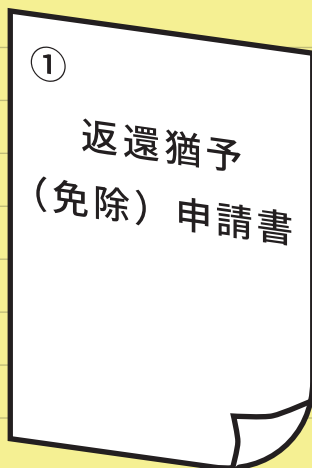
学生の
皆さん！

在学^等による猶予申請の

提出期間は4月～5月末です。

※猶予申請は毎年必要です。早めの申請をお願いします。

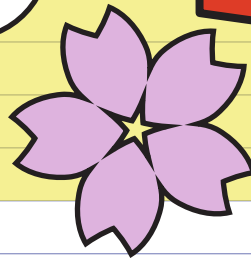
必要書類はたったの2つ！



封筒に①と②を同封の上
下記宛てに送付してください



桜咲いたら、すぐ申請！



お問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

Tel 0742-27-9859 (平日 8:30~17:00)

<http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

(申請書は上記ページからのダウンロードもできます)

裏面もチェック!→

不明なことがありましたら 0742-27-9859（授業料奨学金係 窓口）にお問い合わせください。

Q なぜ4月～5月に申請するのでしょうか？

A 在学証明書などを取得してもらいやすいからです。

返還が始まる10月までのお手続きが必要です。しかし夏は大学の実習や里帰り、窓口の休業等により在学証明書取得に時間がかかることがありますので、5月末までのご提出をお願いしています。なお、6月以降でも申請は受け付けていますが、10月を過ぎると返還が一旦始まります。

Q 猶予申請書はどこで入手できますか？

A 2つの方法があります。

- ① 「返還のてびき」中の、様式ページをコピーして使う。
 - ② 学校支援課のWebページ (<http://www.pref.nara.jp/13014.htm>) からダウンロードし、印刷する。
- ※①・②とも難しい場合は、学校支援課にご連絡ください。

Q 大学1年生で申請しました。2年生になってからも申請は必要ですか？

A はい、猶予申請は毎年必要です。

返還の猶予は1度の申請で最長1年間認められます。返還を猶予するためには、その年度に猶予の条件を満たしている事実（学生である、など）を確認する必要がありますので、学生である間は毎年忘れず申請してください。

Q 在学証明書の代わりに、学生証のコピーで申請することはできますか？

A いいえ、学生証のコピーでの申請はできません。

学生（予備校生等を含む）の方は、発行の日付が当年度内（4月～翌3月）である、在学発行の在学証明書の原本を必ず添付してください。